

# 速度取締り指針

令和6年7月  
下松警察署

## 速度取締り重点路線

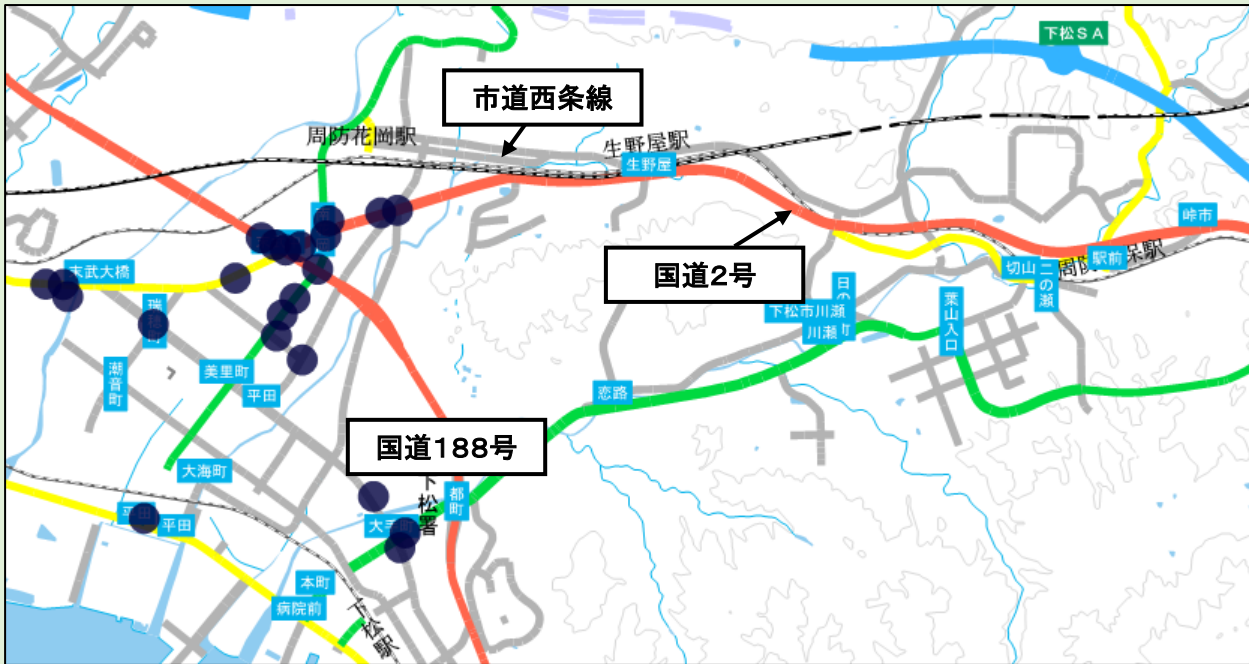
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号	6:00 ~ 21:00	切山地区	60km/h
国道188号	6:00 ~ 21:00	東豊井地区	60km/h
市道西条線	7:00 ~ 17:00	末武上～生野屋地区(花岡小校区)	40km/h

- 交通事故が多発している国道2号、国道188号を中心に速度取締りを強化します。
- 速度超過による事故は重大な結果を生じさせることから、重点路線を中心に速度取締りを強化します。

## 管内における交通事故実態と分析結果（令和5年～令和6年6月末）

※ ● : 交通事故多発エリア



- 通勤・帰宅時間帯に人身事故が発生しています。また、市街地の交差点で人身事故が多発しているため、多角的な交通取締りを推進します。
- 国道、市道西条線で速度取締りを実施していますが、依然として人身事故が多発しており、重大事故の発生が懸念されるため、速度違反取締りを引き続き実施します。

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和5年～令和6年6月末(私道と駐車場を除く、令和6年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 100m以内で 12 件以上事故が発生しているエリア

## その他の交通指導取締り

- 朝夕の時間帯に人身事故が発生しているため、同時帯において多角的な交通取締りや警戒活動を実施します。
- 市街地の交差点で人身事故が多発しており、信号無視や一時不停止、横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 通学路における通行禁止違反取締りのほか、自転車利用者に対する指導啓発活動を強化します。